

防府市中小企業連鎖倒産防止対策資金融資要綱

昭和53年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、防府市中小企業振興条例施行規則（昭和50年規則第13号）別表に基づく連鎖倒産防止対策資金を融資することにより、経営基盤の安定を図り連鎖倒産を防止することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、引き続き6月以上事業を営んでいる者
- (2) 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者
- (3) 市税等を完納している者
- (4) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を営む者
- (5) 県の指定倒産企業（昭和52年12月1日以降に指定された企業）に対し50万円未満の売掛債権を有し、かつ取引依存度が20%未満であるもの。

(融資金の使途)

第3条 融資金の使途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1企業750万円
- (2) 融資利率
 - イ 責任共有制度対象の場合
償還期間5年以内 年1.8% 償還期間5年超 年1.9%
 - ロ 責任共有制度対象外の場合
償還期間5年以内 年1.6% 償還期間5年超 年1.7%
- (3) 保証料率 保証協会所定の率とする
- (4) 償還期間 5年以内
- (5) 返済方法 月賦償還を原則とし、必要に応じて6か月以内の据置

期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人 原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保 原則として徴しない。

(8) 融資方法

イ 償還期限1年未満手形貸付け

ロ 償還期限1年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店

ロ 山口銀行防府市内各支店

ハ 西京銀行防府市内各支店

ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター

ホ もみじ銀行防府市内各支店

ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第5条 融資を受けようとする者は、市長が別に定める防府市振興資金融資申込書を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

(融資の審査)

第6条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第7条 融資の決定をしようとするときは、審査会の審査を経てするものとする。

2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

る。

- 3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資の決定をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(報告)

第8条 削除

(保証料補給)

- 第9条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

(原資預託等)

- 第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたいえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５６年２月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５６年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５７年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５９年４月２日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６１年６月２日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６１年１２月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６２年６月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２年１０月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３年４月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成４年１月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成４年５月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年１月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年９月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年６月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年８月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年１２月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年１２月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年１０月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。